

防犯情報表示付き電柱広告に関する覚書

加古川市（以下「甲」という。）と関電サービス株式会社（以下「乙」という。）は、防犯情報表示付き電柱広告の掲出に係る必要事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内における防犯情報表示付き電柱広告の掲出により、地域における防犯意識の高揚を促進するとともに、犯罪の抑止環境の強化に繋げることを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 防犯情報表示付き電柱広告 乙が実施する広告事業において電柱へ設置する看板（巻き付け）に企業等の広告と併せて防犯情報を掲載するものをいう。
- (2) 防犯情報 甲が実施する施策のうち「安全・安心のまちづくり」推進に関するものをいう。
- (3) 広告主 この覚書の目的に賛同する企業等をいう。
- (4) 電柱 関西電力株式会社及び西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第3条 甲は、防犯情報表示付き電柱広告の掲出に必要な情報を乙に提供し、この覚書の目的の実現に必要な指導及び協力を行うものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この覚書の目的に適う広告主を募り、防犯情報表示付き電柱広告の掲出に必要な一切の手続きを行う。
- (2) 掲出された防犯情報表示付き電柱広告の維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行う。
- (3) 防犯情報表示付き電柱広告を新たに設置又は撤去したときは、すみやかに甲に報告を行う。
- (4) 防犯情報表示付き電柱広告の掲出状況について甲から求めがあったときは、すみやかに甲に報告を行う。
- (5) 防犯情報表示付き電柱広告の掲出については、法令等を遵守し公序良俗に反しないものとする。

（経費等）

第5条 防犯情報表示付き電柱広告の掲出にあたり必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しない。

（掲出対象地域）

第6条 防犯情報表示付き電柱広告を掲出する地域は、甲の区域内とする。

（表示方法）

第7条 防犯情報表示付き電柱広告に掲載する防犯情報は、第3条の規定に基づき甲から提供されたものとし、その意匠等については甲乙協議のうえ決定する。

（防犯情報表示付き電柱広告の範囲）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する広告には、防犯情報を掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び思想活動に類するもの
- (4) 個人的宣伝に類するもの
- (5) 社会問題に係る主義主張に関するもの
- (6) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (8) 甲と協議し定めた規制業種又は事業者該当するもの
- (9) その他甲が不適切であると認めるもの

（協議）

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第10条 この覚書は、覚書締結の日からその効力を有し、甲又は乙が文書をもって覚書終了の通知をしない限り、その効力は持続する。

甲及び乙は、この覚書を二通作成し、それぞれ署名のうえ、その一通を保有する。

平成30年 8月17日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市長

岡田康裕

乙 大阪府大阪市北区西天満5丁目14番10号
関電サービス株式会社
代表取締役社長

竹田芳弘